

琴浦町中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領

1 対象工事

琴浦町が発注する建設工事

2 用語の定義

(1) 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材

(例) 構造物補修・補強用接着剤、塗料、塗料用シンナー、路面標示用塗料、
NATM 工法用シート、軽量盛土用発泡スチロールブロック、シーリング材、断熱材、
塩化ビニル管類 等

(2) 別途調達経費

調達検討資材について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費。

3 設計変更の流れ

(1) 発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認すること。

(2) 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議すること。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

ア 調達検討資材の代替資材を調達した場合

イ 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

ウ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

(3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

4 積算方法

(1) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

(2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。

ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量 < 設計図書の数量 → 設計変更不可。

設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量 → 設計変更可。対象数量は証明数量

設計数量 < 証明数量 → 設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

(3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。

(4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。
土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の調達公告時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

(5) 本通知に基づく設計変更内容は、琴浦町建設工事請負契約約款第 25 条（スライド条項）の対象外とする。

5 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

附則

本要領は、令和 8 年 8 月 3 日以降に調達公告を行う工事に適用する。

なお、令和 8 年 8 月 3 日以前に調達公告を行った工事（既契約工事を含む）については、別添様式を参考に受注者に通知を行い、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

工事打合せ簿

発議者		☒ 発注者 ☐ 受注者		発議年月日			
発議事項		☐ 指示 ☐ 協議 ☒ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()					
工事名							
(内容) 「琴浦町中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領」に基づき、調達検討資材の別途調達経費について設計変更の対象となります。調達検討資材に関する追加等が必要な場合は、同要領に基づき協議を行ってください。							
添付図		葉、その他添付図書					
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 [] 年月日：					
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 [] 年月日：					

町長	副町長	課長	合 議	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者